

平成28年6月第4回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成28年6月15日第4回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援課長	吉 田 美 和 子	健康推進課長	岡 元 比 呂 美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	袴 田 英 美
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	阿 部 清 茂	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより平成28年6月第4回亘理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番 佐藤邦彦議員、5番 小野典子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月20日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの6日間に決定いたしました。

なお、お諮りいたします。

6月18日及び6月19日は休会の日ではありますが、互理町議会基本条例第5条第4項の規定により、町民に開かれた議会、そして仕事の関係等で平日に議会傍聴ができない町民の方々に議会傍聴の機会を設けるため、特に会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、6月18日及び6月19日は特に会議を開くことに決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案3件、補正予算案3件、専決処分承認7件、工事請負契約外14件の合計27件の議案等が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情等2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第5、教育福祉常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第6、議員派遣の件について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定いたしましたので報告します。

第7、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員からお手元に配付のとおり議員派遣結果報告書2件が提出されておりますので、報告します。

第8、監査委員から例月出納検査報告書及び財政援助団体等監査報告書、並びに

指定管理団体監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

第9、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（佐藤 實君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

教育福祉常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔教育福祉常任委員長 鞠子幸則君 登壇〕

教育福祉常任委員長（鞠子幸則君） 議長諸報告の4ページをお開きください。読み上げて報告にいたします。

平成28年6月2日

亘理町議会

議長 佐藤 實殿

教育福祉常任委員会

委員長 鞠子幸則

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告します。

記

- 1 調査事項 保健福祉センターの建設について
- 2 調査年月日及び調査地 (1) 所管課（健康推進課・福祉課）説明

平成28年2月8日（月）

保健福祉センター建設の経緯と今後の方針

について

平成28年4月25日（月）

亘理町保健福祉センター施設建設基本構

想・基本計画（案）について

(2) 先進地視察調査

平成28年5月12日(木)

宮城県南三陸町「総合ケアセンター南三陸」

3 出席委員(説明及び先進地視察調査)

委員長 鞠子幸則 副委員長 小野典子

委員 高野進 委員 安藤美重子

委員 佐藤正司 委員 大槻和弘

4 調査の目的

亶理町保健センターは、昭和51年に旧公民館(昭和30年築)を改築して利用されてきた。建築後60年以上の時の経過で老朽化が進み、東日本大震災時には、建物の倒壊は免れたものの、災害時の医療救護施設として機能できる状態ではなく、その後中央公民館に場所を移して各種健診を実施している。

保健福祉センター建設は、町の急務の課題であることから、保健・福祉サービス拠点としてあるべき姿を探るため、「総合ケアセンター南三陸」を視察した。

5 調査の概要

南三陸町は、宮城県の北東部に位置した、人口1万3,688人(平成28年4月末現在)面積163.40平方キロメートルの町である。

震災復興の最優先事業として、医療・保健・福祉の拠点である総合ケアセンターを南三陸病院と合築して平成27年11月25日に開設した。鉄筋コンクリートづくり2階建てで、総合ケアセンター部分の総面積は3,112平方メートルとなっている。

総合ケアセンターの総建設事業費は約11億4,900万円で地域医療再生事業補助金、災害復旧補助金、台湾紅十字寄付金を有効に活用した。今後の年間運営費用として光熱水費約500万円と管理委託料1,400万円を見込んでいる。

・施設の内容

保健福祉課を仮本庁舎から移動し、保健センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者地域活動支援センター、社会福祉協議会が集約されている。

・施設の特徴

障害者や高齢者に配慮したローカウンターや多目的トイレ、トイレのナースコール、昇降式調理台、バリアフリーの床など取り入れるほか、地場産の木材、石

材を利用するなど、環境面にも配慮している。

- ・災害対応

災害時に拠点避難所として機能できるよう、建物は耐震構造とし、太陽光発電、自家発電での電力確保のほか、灯油、LPガスなど熱エネルギーの多様化を図っている。また、断水時の水の確保として、雨水を活用した飲料用貯水タンク、トイレ浄水用の中水設備を備えている。

6 委員会 の 所 見

亘理町保健福祉センターについては、これまでも町や議会で視察や意見交換などを重ね、見直しを行ってきたが、次の点についても十分考慮されたい。

①災害時・非常時に備えた設備の検討

- ・ 停電時の電力確保…自家発電
- ・ 熱エネルギーの複合化…太陽光発電、灯油、LPガス
- ・ 断水時の水の確保用設備の検討…飲料用貯水タンク、トイレ浄水用中水設備

②省エネ対策面からの取り組み

- ・ 最小限のエネルギーで適温を保つ外断熱工法の採用

③温かな空間イメージをつくる地場産木材の利用

④近年の異常気象を考え、建設予定地などのかさ上げ再検討

⑤障害者・高齢者・子供用としてふさわしい昇降式調理台の設置

⑥町民乗り合いバスの停留所の設置

⑦自動販売機の設置

⑧機能的な（外気が筒抜けに入らない）風除室の設計

⑨ランニングコストを考慮した施設の建設

以上であります。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

以上で、所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、第4回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案9件、承認7件及び報告11件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

議案第41号「互理町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会の委員長が教育長に一本化されることから条例の一部を改正するものであります。

議案第42号「互理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、建築基準法施行令及び厚生労働省令の改正により、保育所で保育室などを2階以上に設置する場合の基準が見直しになったことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第43号「東日本大震災による被災者に対する互理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する国の財政支援の延長と基準の変更に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第44号「工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第463号鳥の海公園都市公園災害復旧工事（繰越）」につきましては、去る5月27日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、東日本大震災により被災したわたり温泉鳥の海東側の鳥の海公園の都市公園災害復旧事業であります。

議案第45号「工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）」につきましては、現場精査の結果、工事の設計内容を変更す

るため、請負金額の減額を行う変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第46号「亙理町保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画について」につきましては、保健福祉センター施設建設基本構想及び基本計画を策定するため、亙理町議会基本条例第8条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第47号「平成28年度亙理町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億1,315万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億2,623万4,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費1項総務管理費につきましては、財政事務経費において、国の方針により各地方公共団体における統一的な基準による地方公会計の整備が義務づけられ、複式簿記の導入や固定資産台帳整備が必要となったことから、現在固定資産台帳整備業務を進めているところでありますが、この業務と並行して新たな地方公会計システムの導入及び統一基準に基づく各種財務書類の整備を行うため、業務委託料として645万9,000円を追加補正するものであります。

なお、統一基準に基づく財務書類の整備業務については、2カ年で実施するものとし、平成29年度の債務負担行為設定とするものであります。

町有林管理費につきましては、東日本大震災の津波で流出した海岸防潮林の再生と緑あふれる沿岸部の再生を目指し、公益財団法人イオン環境財団の支援を受け、吉田浜海岸町有林において開催する復興植樹祭に要する経費として932万3,000円を追加補正するものであります。この事業につきましては、3年間でボランティア延べ3,000人の参加により苗木3万本を植樹する計画となっております。

次に、企画事務経費において、浜吉田西区に対する一般コミュニティ助成金として250万円を追加補正するほか、東日本大震災復興交付金基金費につきましては、第15回の東日本大震災復興交付金事業に申請中である水産業共同利用施設復興整備事業に係る復興交付金及び平成27年度の防災集団移転先団地土地売却収入を基金へ積み立てするもので、積立金として合わせて3億766万6,000円を追加補正するものであります。

このほか、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費において、個人番号カード等の発行業務等に係る地方公共団体情報システム機構に対する負担金として476万6,000円を追加補正するものが総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費臨時福祉給付金経費において、当初では事業内容の詳細が固まっていなかったことから、今回各給付金支給に必要なシステム改修費や事務経費などを含め、3,649万2,000円を追加補正するものであります。また、障害者福祉費において障害のある人などが災害時や緊急時に周囲の配慮や手助けをお願いしたいときに提示するヘルプカードを作成し、必要な方々へ配布するための関連用品購入費として52万4,000円を追加補正するほか、3項災害救助費において、災害援護資金貸付金の償還金として2,130万円を追加補正するものが主なものであります。

4款衛生費につきましては、母子保健対策経費において、子供を持ちたいと思う不妊に悩む夫婦を支援するため、体外受精などの特定不妊治療費に対し、その一部を助成する不妊治療費事業補助金として200万円を追加補正するものが主なものであります。

6款農林水産業費につきましては、6項農地費多面的機能支払交付金事業費において、交付金算定に用いる対象農地面積が農地転用等により減少したことと、災害復旧事業等により保全隊の活動ができなかったことにより、剰余金が発生したため、交付金返還金として519万5,000円を追加補正するものであります。

吉田東部地区災害危険区域整備事業費につきましては、亙理太陽光発電施設用地として山佐株式会社へ売却を予定している区域内において、津波被害を受けた道路や水路等の復旧工事を進めておりますが、工事の進捗に伴い山佐株式会社と協議した結果、これら施設の復旧において追加工事が発生したことや用地引き渡し後に造成工事を円滑に行えるよう除草及び流木除去作業等を実施することとなったことから、追加工事費として4,000万円を追加補正するものであります。

吉田東部地区災害危険区域土地保全管理促進事業費につきましては、吉田東部2期地区内の旧吉田野球場跡地に仮置きしている鳥の海湾しゅんせつ土について、今後圃場整備の向上を進めるに当たり支障となるため、このしゅんせつ土を吉田東部災害危険区域内の友楽・友輪公園へ移設する工事費として4,500万円を追加補正するものであります。また、移転先である友楽・友輪公園が現在雑木林となっ

ており、移設に際し支障木の伐採や除根、処分が必要なことから、これら業務に係る委託料として631万円を追加補正するものであります。

3項水産業費水産業共同利用施設復興整備事業費につきましては、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けた荒浜漁港フィッシャリーナの実施設業務が完了したことから、復旧工事費として4億68万円を追加補正するほか、今回追加で行う管理倉庫の設計業務委託料として400万円を追加補正するものが農林水産業費の主なものであります。7款商工費につきましては、公共ゾーン内東郷仮設店舗等について、公共ゾーン仮設住宅の供与期間満了に合わせて撤去等を行うため、解体工事費として3,570万4,000円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、2項道路橋梁費改良事業費において、生活道路である町道が狭隘なため、行政区から拡幅要望のあった町道2路線の道路改良を行うため、測量調査委託料として1,200万円を追加補正するほか、舗装事業費につきましても、行政区から舗装要望等のあった町道4路線の舗装工事費として1,680万円を追加補正するものであります。

また、4項都市計画費復興事業費につきましては、荒浜地区危険区域土地利用計画策定調査事業費において、荒浜大通線から荒浜雨水ポンプ場及び亘理町共同利用網干場への接続道路整備について、各事業エリアが確定したことから、用地の確定測量業務に係る委託料として650万円を追加補正するものであります。

防災施設整備事業費につきましては、県が整備を行う荒浜漁港災害復旧胸壁の一部を町負担で1.4メートルかさ上げし、5メートルの傾斜堤を県で一体的に施工するものであります。今回事業費等の詳細が固まったことから、町単独分のかさ上げ工事費に係る県への負担金として、1億1,000万円を追加補正するものであります。

防災広場整備事業費につきましては、亘理町津波避難計画に定める避難路沿いに災害時に防災拠点として機能する防災広場を吉田地区と逢隈地区の2カ所に整備するものであります。その工事費として2億8,023万2,000円を追加補正するものであります。

なお、この防災広場につきましては、地域の要望を踏まえて平常時は多目的に使用できる防災広場としてそれぞれ整備する計画であります。

10款教育費につきましては、町内の各小中学校施設においてそれぞれ早急な補修

工事等が必要となったことから、2項小学校費施設整備事業費において工事費として2,163万円を追加補正するとともに、3項中学校費施設整備事業費におきましても工事費として1,017万円を追加補正するものであります。

5項保健体育費運動場等管理経費につきましては、亘理中央地区工業団地内緑地のグラウンド等整備を初め、宮前仮設住宅解体後に復旧する宮前野球場の各ベース位置などを定めるポイント設置、さらには旧長瀬小学校跡地広場から近隣住宅への砂飛散防止のための防風ネット改修に係る工事費として合わせて1,862万5,000円を追加補正するものであります。

海洋センター事業費につきましては、当初で計上していた海洋センタープール管理業務委託料328万3,000円について、プールの管理業務を直営で行うこととしたことに伴いまして委託料を賃金及び報償費に組み替えするものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、歳出で説明しました水産業共同利用施設復興整備事業及び防災広場整備事業の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税1億4,292万1,000円を追加補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、国庫補助金において臨時福祉給付金補助金を初め、荒浜漁港フィッシャリーナ復旧事業に対する水産業共同利用施設復興整備事業交付金、さらには個人番号カード交付補助金などの追加補正と、当初で計上していた地域コミュニティ復興支援事業及び地域支え合い支援事業に対する交付金が県経由で交付されることとなったことなどに伴う減額補正を合わせて、総額3億935万8,000円を追加補正するものであります。

14款県支出金につきましては、総務費県補助金としまして、消費者行政の推進等に対する地方消費者行政活性化補助金及び地方消費者行政推進事業補助金を合わせて238万8,000円を追加補正するほか、民生費県補助金において国庫支出金でも説明いたしましたとおり、地域コミュニティ復興支援事業及び地域支え合い支援事業に対する交付金が県経由で交付されることとなったことなどに伴い、被災者支援総合交付金として3,842万円を追加補正するものがその主なものであります。

16款寄付金につきましては、全国の方々から復興のための寄付やふるさと納税として13件総額32万3,000円の貴重なご寄付を頂戴いたしました。改めまして衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、今回の各種復興交付金事業の財源として震災復興基金から5,762万9,000円を繰り入れするほか、東日本大震災復興交付金基金から4億7,051万円を繰り入れするものであります。また、今回の補正の調整財源として3億4,413万5,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

19款諸収入につきましては、地域のコミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金として250万円を追加補正するほか、今回返還金が生じた多面的機能支出交付金について町内6地区の資源保全隊からの返還金として692万5,000円を追加補正するもの、さらには公共ゾーン内東郷仮設店舗撤去に対する仮施設有効活用等支援事業助成金として3,269万5,000円を追加補正するものが主なものであります。

第2表債務負担行為の追加につきましては、歳出でも説明いたしましたが、統一基準に基づく財務書類作成支援業務について、平成29年度までの2カ年で業務を実施する必要があることから、平成29年度における限度額を設定するものであります。

議案第48号「平成28年度亘理町国民健康保険特別会計予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億808万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、特定保健指導事業費において、当初で計上していた栄養指導委託料105万円を賃金に組み替えるほか、保健指導訪問時に最新の健康・医療情報等を提供し、より効率的な保健指導を行うため導入するタブレット端末4台のリース料及び関係経費合わせて60万8,000円を追加補正するものであります。また、その財源といたしまして、歳入において財政調整交付金として同額を追加補正するものであります。

議案第49号「平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,005万円とするものであります。

今回の補正につきましては、任意事業費において認知症の早期発見、早期治療の重要性と、認知症を正しく理解していただくため、タッチパネルにより簡単に物忘れチェックができる「物忘れ相談プログラム」の購入費用などを含め、45万6,000円を追加補正するほか、その財源といたしまして介護給付費準備基金積立金

10万3,000円を減額補正するものであります。

歳入につきましては、歳出の補正に対する国・県支出金、地域支援事業繰入金
のルール分として総額35万3,000円を追加補正するものであります。

次に、承認案件についてご説明申し上げます。

承認第2号から承認第4号までの「専決処分の承認を求めることについて（固定
資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例）」、「亘理町町税条例等の一
部を改正する条例」及び「亘理町都市計画税条例等の一部を改正する条例」の3
つの承認案件につきましては、平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する
等の法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要
の改正を行ったものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亘理町企業立地及び事業高
度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一
部を改正する条例）」及び承認第6号「専決処分の承認を求めることについて
（亘理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関す
る条例の一部を改正する条例）」につきましては、企業立地の促進等による地域
における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定め
る省令等の一部を改正する省令（総務省令第35号）が平成28年3月31日に公布さ
れたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（亘理町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例）」につきましても、平成28年3月31日に地方税法等の一
部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が公布されたことに伴い、国民健
康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定
所得要件の改正を行ったものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明申し上げます。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成27年度亘理町一般会計
補正予算（第8号））」につきましては、歳入における地方交付税ほか各種交付
金及び公共土木施設災害復旧費負担金等の確定や、歳出における防災集団移転促
進事業費等の確定などから、補正予算の必要が生じたこと、さらには東日本大震
災に係る事業等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したこと
に伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ

ぞれ1億8,055万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億4,026万5,000円としたものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第4号「繰越明許費繰越計算書について」（平成27年度亶理町一般会計予算）及び報告第5号「繰越明許費繰越計算書について」（平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計予算）並びに報告第6号「繰越明許費繰越計算書について」（平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算）につきましては、主に東日本大震災に関連する復旧・復興事業及び地方創生関連事業において、平成27年度内に完了することが難しい事業を繰越明許費として平成28年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第7号「事故繰越し繰越計算書について」（平成27年度亶理町一般会計予算）につきましては、平成26年度から平成27年度に繰り越しして実施した事業のうち、用地費等について関係地権者との調整に時間を要したことなどから、平成27年度中に完了できなかった事業を事故繰越しとして平成28年度に繰り越したものであります。これらの事業について繰越額が確定したため地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第8号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成27年度（復交）町道五十刈線道路改良（その2）工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など契約変更の必要が生じたため、専決事項の指定第1項の規定により平成28年3月9日専決処分したものであります。

報告第9号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成27年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事において現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたため、専決事項の指定第1項の規定により平成28年5月18日専決処分したものであります。

報告第10号及び報告第11号の「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の2件の報告につきましては、平成27年度亶理第5-1号汚水枝線（その1）工事及び平成27年度亶理第5-3号汚水幹線工事の2件の工事になりますが、工事

の一部内容変更に伴う工事費の増額及び減額など、それぞれ変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成28年3月18日に専決処分したものであります。

報告第12号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成27年度亘理第2－1号汚水枝線工事において、工事の一部内容変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成28年4月19日専決処分したものであります。

報告第13号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成27年度亘理第5－3号汚水枝線工事において、工事の一部内容変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成28年4月26日専決処分したものであります。

報告第14号「専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）」につきましては、亘理町中央公民館東側駐車場で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、平成28年5月16日専決処分したものであり、報告第8号から第14号までの7件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時47分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 佐 藤 邦 彦

署 名 議 員 小 野 典 子